

和歌山県福祉のまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則：新旧対照表

改正後			現行		
別表第1（第2条、第5条、第10条関係）			別表第1（第2条、第5条、第10条関係）		
区分	公共的施設	特定施設	区分	公共的施設	特定施設
(略)			(略)		
建築物	10 卸売市場又は百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗（以下「百貨店等」という。） (1)・(2) (略)	全てのもの	建築物	10 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗（以下「百貨店等」という。） (1)・(2) (略)	全てのもの
	11 (略)			11 (略)	
	12 クリーニング取次店、貸衣装屋、質屋、旅行代理店、美容所、理容所その他のサービス業を営む店舗 (略)	用途面積が200平方メートル以上のもの		12 クリーニング取次店、貸衣装屋、質屋、旅行代理店、美容所、理容所その他のサービス業を営む店舗 (略)	用途面積が500平方メートル以上のもの
	(略)			(略)	
(略)			(略)		
別表第2（第5条、第13条関係） 第1 建築物に関する整備基準			別表第2（第5条、第13条関係） 第1 建築物に関する整備基準		
整備項目	整備基準		整備項目	整備基準	
1 (略)			1 (略)		
2 廊下その他これに類するもの（以下「廊下等」という。）	(1)・(2) (略) (3) 直接地上へ通ずる1の項に定める構造の各出入口又は駐車場へ通ずる1の項に定める構造の各出入口から各室の1の項に定める構造の各出入口に至る経路のうち、それぞれ1以上の経路においては、廊下等を次に定める構造とすること。この場合において、4の項(2)アからエまでに定める構造のエレベーターが設置される場合は、当該1以上		2 廊下その他これに類するもの（以下「廊下等」という。）	(1)・(2) (略) (3) 直接地上へ通ずる1の項に定める構造の各出入口又は駐車場へ通ずる1の項に定める構造の各出入口から各室の1の項に定める構造の各出入口に至る経路のうち、それぞれ1以上の経路においては、廊下等を次に定める構造とすること。この場合において、4の項(2)アからウまでに定める構造のエレベーターが設置される場合は、当該1以上	

和歌山県福祉のまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則：新旧対照表

改正後		現行	
	<p>の経路は当該エレベーターの昇降路を含むものとする こと。 ア～オ (略) (4)・(5) (略)</p>		<p>の経路は当該エレベーターの昇降路を含むものとする こと。 ア～オ (略) (4)・(5) (略)</p>
3 (略)		3 (略)	
4 エレベーター	<p>(1) (略) ア～サ (略) シ 乗降ロビーには、次の(ア)及び(イ)に掲げる装置を設けること。ただし、籠内に<u>次の(ウ)及び(エ)に掲げる装置</u>が設けられている場合においては、この限りでない。 <u>(ア) 到着する籠の昇降方向を音声により知らせる装置</u> <u>(イ) 到着する籠の昇降方向を画像等により表示する装置</u> <u>(ウ) 籠及び昇降路の出入口の戸が開いた時に籠の昇降方向を音声により知らせる装置</u> <u>(エ) 籠及び昇降路の出入口の戸が開いた時に籠の昇降方向を画像等により表示する装置</u> ス (略) セ エレベーターがあることを表示する標識を次に定めるところにより設けること。 <u>(ア) 障害者、高齢者等の見やすい位置に設けること。</u> <u>(イ) 日本産業規格 Z8210 に適合するものとする。</u> (2)・(3) (略)</p>	4 エレベーター	<p>(1) (略) ア～サ (略) シ 乗降ロビーには、<u>到着する籠の昇降方向を音声により知らせる装置</u>を設けること。ただし、籠内に、<u>籠及び昇降路の出入口の戸が開いた時に籠の昇降方向を音声により知らせる装置</u>が設けられている場合においては、この限りでない。 ス (略) (2)・(3) (略)</p>
5 便所	<p>(1)～(3) (略) (4) 男子用小便器のある便所を設ける場合においては、<u>床置き式、壁掛式（受け口の高さが 35 センチメートル以下の</u></p>	5 便所	<p>(1)～(3) (略) (4) 男子用小便器のある便所を設ける場合においては、<u>床置き式又はこれに類する型式の小便器がある便所を 1 以上設</u></p>

和歌山県福祉のまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則：新旧対照表

改正後		現行	
	<p>ものに限る。)又はこれらに類する型式の小便器がある便所を1以上設けること。この場合において、病院等及び身体障害者社会参加支援施設等にあつては、当該床置き等小便器の周囲に手すりを設けること。</p> <p>(5)・(6) (略)</p>		<p>けること。この場合において、病院等及び身体障害者社会参加支援施設等にあつては、当該床置き等小便器の周囲に手すりを設けること。</p> <p>(5)・(6) (略)</p>
6 駐車場	<p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>ア・イ (略)</p> <p>ウ (略)</p> <p>(ア) (略)</p> <p>(イ) 車椅子使用者用駐車区画の標識を障害者、高齢者等の見やすい位置に設けること。</p> <p>(3) (略)</p>	6 駐車場	<p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>ア・イ (略)</p> <p>ウ (略)</p> <p>(ア) (略)</p> <p>(イ) 車椅子使用者用駐車区画の標識を設けること。</p> <p>(3) (略)</p>
7 敷地内の通路	<p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>ア・イ (略)</p> <p>ウ 区間50メートル以内ごとに車椅子が転回することができる構造の部分の部分を設けること。</p> <p>(4)～(6) (略)</p>	7 敷地内の通路	<p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>ア・イ (略)</p> <p>(4)～(6) (略)</p>
8・9 (略)		8・9 (略)	
10 客室	<p>ホテル等の客室のうち、その総数の100分の1(1未満の端数は切り上げる。)以上の客室は、次に定める構造とすること。</p> <p>ア・イ (略)</p>	10 客室	<p>ホテル等の客室のうち、1以上の客室は、次に定める構造とすること。</p> <p>ア・イ (略)</p>

和歌山県福祉のまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則：新旧対照表

改正後		現行	
	<p>ウ 客室内部には、車椅子使用者用便房を設置すること。ただし、当該客室と同じ階に5の項(2)に定める構造の便所を設ける場合においては、この限りでない。</p> <p>エ 客室内部には、障害者、高齢者等が利用できる浴槽、手すり、腰掛台等が適切に配置され、かつ、車椅子利用者が円滑に利用できるような十分な空間が確保された構造の浴室を設置すること。ただし、当該客室の外部に9の項に定める構造の浴室を設ける場合においては、この限りでない。</p>		<p>ウ 客室内部には、車椅子使用者用便房を設置すること。ただし、当該客室の外部に5の項(2)に定める構造の便所を設ける場合においては、この限りでない。</p> <p>エ 客室内部には、障害者、高齢者等が利用できる浴槽、手すり、腰掛台等が適切に配置された構造の浴室を設置すること。ただし、当該客室の外部に9の項に定める構造の浴室を設ける場合においては、この限りでない。</p>
11~18 (略)		11~18 (略)	
19 避難設備	<p>(1) 略</p> <p>(2) 防火戸（建築基準法施行令第112条第19項各号に掲げる特定防火設備又は防火設備（それぞれ当該各号に定める構造のものに限る。）として設ける戸をいう。）にくぐり戸を設ける場合は、当該くぐり戸は次に定める構造とすること。</p> <p>ア・イ (略)</p>	19 避難設備	<p>(1) 略</p> <p>(2) 防火戸（建築基準法施行令第112条第14項各号に掲げる特定防火設備又は防火設備（それぞれ当該各号に定める構造のものに限る。）として設ける戸をいう。）にくぐり戸を設ける場合は、当該くぐり戸は次に定める構造とすること。</p> <p>ア・イ (略)</p>
20 (略)		20 (略)	
第2 建築物以外の公共交通機関の施設に関する整備基準		第2 建築物以外の公共交通機関の施設に関する整備基準	
整備項目	整備基準	整備項目	整備基準
1 経路	<p>(1)~(4) (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>ア~ウ (略)</p> <p>エ 照明設備を設けること。</p>	1 経路	<p>(1)~(4) (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>ア~ウ (略)</p>

和歌山県福祉のまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則：新旧対照表

改正後	現行
<p>(6) (1)に定める経路を構成する傾斜路は、3の項の規定によるほか、次に定める構造とすること。<u>ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。</u></p> <p>ア～ウ (略)</p> <p>(7) (略)</p> <p>ア～ウ (略)</p> <p>エ 籠及び昇降路の出入口の戸にガラスその他これに類するものがはめ込まれていること又は籠外及び籠内に画像を表示する設備を設置することにより、<u>籠外にいる者と籠内にいる者とが互いに視覚的に確認できるものとする</u>こと。</p> <p>オ～シ (略)</p> <p>(8) (略)</p> <p>ア～ク (略)</p> <p>ケ エスカレーター之行先及び昇降方向を音声により知らせる装置を設けること。</p> <p>(9) <u>公共用通路と車両等の乗降口との間の経路であって、主たる通行の用に供するものと、当該公共用通路と該当車両等の乗降口との間に係る障害者、高齢者等が円滑に通行できる経路が異なる場合は、これらの経路の長さの差をできる限り小さくすること。</u></p> <p>(10) <u>乗降場間の旅客の乗継ぎの用に供する経路（以下「乗継ぎ経路」という。）のうち、(2)から(8)までの基準に適合するものを、乗降場ごとに1以上設けること。</u></p> <p>(11) <u>主たる乗継ぎ経路と(10)の基準に適合する経路が異なる場合は、これらの経路の長さの差をできる限り小さくすること。</u></p>	<p>(6) (1)に定める経路を構成する傾斜路は、3の項の規定によるほか、次に定める構造とすること。</p> <p>ア～ウ (略)</p> <p>(7) (略)</p> <p>ア～ウ (略)</p> <p>エ 籠及び昇降路の出入口の戸にガラスその他これに類するものがはめ込まれていることにより、<u>籠外から籠内が視覚的に確認できるものとする</u>こと。</p> <p>オ～シ (略)</p> <p>(8) (略)</p> <p>ア～ク (略)</p>

和歌山県福祉のまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則：新旧対照表

改正後		現行	
	(12) 略		(9) (略)
2 (略)		2 (略)	
3 傾斜路	(略) ア・イ (略) ウ <u>傾斜路の勾配部分とその接続する通路との色の明度の差が大きいこと等により、その存在を容易に識別できるものであること。</u> エ (略)	3 傾斜路	(略) ア・イ (略) ウ (略)
4 階段	(略) ア～キ (略) ク <u>照明設備を設けること。</u>	4 階段	(略) ア～キ (略)
(略)		(略)	
第3 道路に関する整備基準		第3 道路に関する整備基準	
整備項目	整備基準	整備項目	整備基準
1 歩道、地下道その他の歩行者用通路（地下横断歩道及び横断歩道橋を除く。以下「歩道等」という。）	(略) ア (略) イ <u>有効幅員は、200センチメートル以上とし、当該歩道等の障害者、高齢者等の交通の状況を考慮して定めること。</u> ウ (略) エ <u>歩道等（車両乗入れ部を除く。）の横断勾配は、1パーセント以下とすること。ただし、道路の構造、気象状況又は地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、2パーセント以下とすることができる。</u> オ～ク (略)	1 歩道、地下道その他の歩行者用通路（地下横断歩道及び横断歩道橋を除く。以下「歩道等」という。）	(略) ア (略) イ <u>幅員は、200センチメートル以上とすること。</u> ウ (略) エ <u>横断勾配は、2パーセントを標準とすること。ただし、透水性舗装を行った場合は、1パーセント以下とすること。</u> オ～ク (略)

和歌山県福祉のまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則：新旧対照表

改正後		現行	
<p>2 地下横断歩道及び横断歩道橋（以下「立体横断施設」という。）</p>	<p>(略)</p> <p>ア <u>有効幅員は、200センチメートル以上とし、当該立体横断施設の障害者、高齢者等の通行の状況を考慮して定めること。</u></p> <p>イ (略)</p> <p><u>(ア) 有効幅員は、150センチメートル以上とすること。</u></p> <p><u>(イ) 2段式の手すりを両側に設けること。</u></p> <p><u>(ウ) (略)</u></p> <p><u>(エ) 表面は、粗面とし、又は滑りにくく、かつ、水はけの良い材料で仕上げる。</u></p> <p><u>(オ)・(カ) (略)</u></p> <p>ウ <u>必要に応じてエレベーターを設置すること。ただし、昇降の高さが低い場合その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、エレベーターに代えて、傾斜路を設置するものとする。</u></p>	<p>2 地下横断歩道及び横断歩道橋（以下「立体横断施設」という。）</p>	<p>(略)</p> <p>ア <u>地下横断歩道の幅員は170センチメートル以上、横断歩道橋の幅員は120センチメートル以上とすること。</u></p> <p>イ (略)</p> <p><u>(ア) 必要に応じて、手すりを設けること。</u></p> <p><u>(イ) (略)</u></p> <p><u>(ウ) 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げる。</u></p> <p><u>(エ)・(オ) (略)</u></p> <p>ウ <u>必要に応じてエレベーターを設置すること。</u></p>
備考 「有効幅員」とは、移動等円滑化のために必要な道路の構造及び旅客特定車両停留施設を使用した役務の提供の方法に関する基準を定める省令（平成18年国土交通省令第116号）第2条第1号に規定する有効幅員をいう。			
第4 公園に関する整備基準		第4 公園に関する整備基準	
整備項目	整備基準	整備項目	f 整備基準
1 (略)		1 (略)	
2 園路	(略) ア 幅は、内法を180センチメートル以上とすること。た	2 園路	(略) ア 幅は、内法を120センチメートル以上とすること。た

和歌山県福祉のまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則：新旧対照表

改正後		現行	
	<p><u>だし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合であって、次に掲げる要件を満たすときは、幅の内法を120センチメートル以上とすることができる。</u></p> <p><u>(ア) 園路の末端の付近の広さが車椅子の転回に支障のないものであること。</u></p> <p><u>(イ) 50メートル以内ごとに車椅子が転回することができる広さの場所を設けたものであること。</u></p> <p>イ～キ (略)</p>		<p><u>だし、幅の内法が180センチメートル未満の場合にあっては、幅の内法が180センチメートル以上のすれ違い箇所を適宜設けること。</u></p> <p>イ～キ (略)</p>
(略)		(略)	
第5 (略)		第5 (略)	

和歌山県福祉のまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則：新旧対照表

改正後				現行				
別記第3号様式（第7条、第12条関係） 施設整備項目表（建築物）				別記第3号様式（第7条、第12条関係） 施設整備項目表（建築物）				
(略)				(略)				
工事種別	新築・新設（用途変更含む）・増築・改築・移転・大規模の修繕・大規模の模様替	階数	地上 階・地下階	工事種別	新築・新設・増築・改築・移転・大規模の修繕・大規模の模様替	階数	地上 階・地下階	
(略)				(略)				
整備項目	整備基準	整備状況		整備項目	整備基準	整備状況		摘要
1 道等から各室に至る経路の敷地内の通路、出入口及び各室に至る廊下等	(1) (略) ア～ウ (略) エ 50m 以内ごとに車椅子転回スペースの確保	(略) 有 無		1 道等から各室に至る経路の敷地内の通路、出入口及び各室に至る廊下等	(1) (略) ア～ウ (略)	(略)		
	オ (略) カ (略)	(略)			エ (略) オ (略)	(略)		
	(2)～(4) (略)				(2)～(4) (略)	適 否		
2 車椅子使用者用駐車区画から各室に至る経路の駐車	(1) 駐車場の設置（有の場合は、(2)に記入）	(略)		2 車椅子使用者用駐車区画から各室に至る経路の駐車	(1) 駐車場の設置	(略)		
	(2) 車椅子使用者用駐車区画				(2) 車椅子使用者用駐車区画設置数（ある場合は、以下アからウま	台（ 台）		

和歌山県福祉のまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則：新旧対照表

改正後				現行			
場内の通路、敷地内の通路、出入口及び各室に至る廊下等	<p>ア <u>全駐車台数の50分の1以上(全駐車台数が200台を越える場合は、台数の100分の1に2を加えた数以上)</u>が、<u>車椅子使用者用駐車区画</u></p> <p>イ・ウ・エ (略)</p>	<p><u>適否</u></p> <p><u>車椅子駐車区画</u> 台(全台)</p>		場内の通路、敷地内の通路、出入口及び各室に至る廊下等	<p><u>でに記入。()内は、全体の駐車台数を記入)</u></p> <p>ア・イ・ウ (略)</p>		
	<p>(3) (略)</p> <p>ア・イ (略)</p> <p>ウ 高低差のある場合の<u>傾斜路及び踊場又は車椅子使用者用昇降機の設置(傾斜路及びその踊場が有の場合は、以下(ア)から(カ)までに記入)</u></p> <p>(ア)～(カ) (略)</p>	(略)			<p>(3) (略)</p> <p>ア・イ (略)</p> <p>ウ 高低差のある場合は、<u>傾斜路及びその踊場又は車椅子使用者用昇降機の設置(傾斜路及びその踊場が有の場合は、以下(ア)から(カ)までに記入)</u></p> <p>(ア)～(カ) (略)</p>	(略)	
	<p>(4) (略)</p> <p>ア・イ (略)</p> <p>ウ 高低差のある場合の<u>傾斜路及び踊場又は車椅子使用者用昇降機</u></p>	(略)			<p>(4) (略)</p> <p>ア・イ (略)</p> <p>ウ 高低差のある場合は、<u>傾斜路及びその踊場又は車椅子使用者用昇降機</u></p>	(略)	

和歌山県福祉のまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則：新旧対照表

改正後				現行			
	の設置(傾斜路及びその踊場が有の場合は、以下(ア)から(カ)までに記入) (ア)～(カ) (略)				機の設置(傾斜路及びその踊場が有の場合は、以下(ア)から(カ)までに記入) (ア)～(カ) (略)		
	(5)・(6) (略)	(略)			(5)・(6) (略)	(略)	
3 (略)				3 (略)			
4 廊下等	(1) (略)	(略)		4 廊下等	(1) (略)	(略)	
	(2) (略) ア～ウ (略) エ <u>踏面端部とその周囲の色は、識別しやすく、かつ、つまずきにくい構造</u> オ (略)	(略) (略)			(2) (略) ア～ウ (略) エ <u>踏面とけあげの色は、識別しやすく、かつ、つまずきにくい構造</u> オ (略)	(略) (略)	
5 階段	(1) (略) ア～ウ (略) エ <u>踏面端部とその周囲の色は、識別しやすく、かつ、つまずきにくい構造</u> オ (略)	(略) (略)		5 階段	(1) (略) ア～ウ (略) エ <u>踏面とけあげの色は、識別しやすく、かつ、つまずきにくい構造</u> オ (略)	(略) (略)	
6 エレベーター	(1) 用途面積が2,000㎡以上の場合(共同住宅を除く。)のエレベーター	(略)		6 エレベーター	(1) 用途面積が2,000㎡以上の場合(共同住宅を除く。)のエレベーター	(略)	

和歌山県福祉のまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則：新旧対照表

改正後				現行			
	<p>ーの設置(有の場合は、以下アからセまでに記入)</p> <p>ア～ケ (略)</p> <p>コ (略)</p> <p>サ (略)</p> <p>シ 乗降ロビーには、昇降方向を<u>音声により知らせる装置及び昇降方向を画像等により表示する装置</u> (無の場合は、籠内に籠及び昇降路の出入口開閉時に昇降方向を音声により知らせる装置及び昇降方向を画像等により表示する装置)</p> <p>ス (略)</p> <p>セ <u>障害者、高齢者等の見やすい位置に、表示内容が容易に識別できる案内表示</u></p>	(略)			(略)		
		適 否			有 無		
	(2)・(3) (略)	(略)			(略)		
7 便所	(1)～(4) (略)	(略)		7 便所	(1)～(4) (略)	(略)	
	(5) (略)	(略)			(5) (略)	(略)	
	ア 床置き式、 <u>受け口高</u>				ア 床置き式又はこれに		

和歌山県福祉のまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則：新旧対照表

改正後				現行			
	さが 35cm 以下の壁掛式又はこれに類する型式の小便器の設置 イ (略)				類する型式の小便器の設置 イ (略)		
	(6)・(7) (略)	(略)			(6)・(7) (略)	(略)	
8 駐車場 内の通路	(1) (略)	(略)		8 駐車場 内の通路	(1) (略)	(略)	
	(2) (略) ア～ウ (略) エ <u>踏面端部とその周囲の色は、識別しやすく、かつ、つまずきにくい構造</u>	(略)			(2) (略) ア～ウ (略) エ <u>踏面とけあげの色は、識別しやすく、かつ、つまずきにくい構造</u>	(略)	
	(3) (略)	(略)			(3) (略)	(略)	
9 敷地内 の通路	(1) (略)	(略)		9 敷地内 の通路	(1) (略)	(略)	
	(2) (略) ア～ウ (略) エ <u>踏面端部とその周囲の色は、識別しやすく、かつ、つまずきにくい構造</u>	(略)			(2) (略) ア～ウ (略) エ <u>踏面とけあげの色は、識別しやすく、かつ、つまずきにくい構造</u>	(略)	
	(3) (略)	(略)			(3) (略)	(略)	
10・11 (略)				10・11 (略)			
12 客室	(1) <u>客室総数の 100 分の 1 以上の客室が車椅子使用者対応客室</u>	<u>適</u> <u>否</u> <u>対応客室</u> <u>室 (全 室)</u>		12 客室	(1) <u>客室の総数</u>	<u>室</u>	

和歌山県福祉のまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則：新旧対照表

改正後				現行			
	(2)～(5) (略)	(略)			(2)～(5) (略)	(略)	
13 (略)				13 (略)			
14 休憩場所及び授乳場所	(1) 病院等、図書館・博物館等、官公庁舎、百貨店等、飲食店等、展示場等、劇場・映画館等又は遊技場等で用途面積が5,000㎡以上のもの並びに集会場等及び体育館等のうち観覧席又は客席部を有するもので用途面積が5,000㎡以上の施設のみ以下ア及びイに記入 ア・イ (略)	(略)		14 休憩場所及び授乳場所	(1) 病院等、図書館・博物館等、官公庁舎、百貨店等、飲食店等、展示場等、劇場・映画館等又は遊技場等で用途面積が5,000㎡以上のもの並びに集会所等及び体育館等のうち観覧席又は客席部を有するもので用途面積が5,000㎡以上の施設のみ以下アからウまでに記入 ア・イ (略)	(略)	
15～20 (略)				15～20 (略)			
施設整備項目表（建築物以外の公共交通機関の施設）				施設整備項目表（建築物以外の公共交通機関の施設）			
整備項目	整備基準	整備状況	摘要	整備項目	整備基準	整備状況	摘要
1 経路	(1) (略)	(略)		1 経路	(1) (略)	(略)	
	(2) (1)の経路の床面に高低差がある場合は、傾斜路又はエレベーターの設置（構造上の理	(略)			(2) (1)の経路の床面に高低差がある場合は、傾斜路又はエレベーターの設置	(略)	

和歌山県福祉のまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則：新旧対照表

改正後				現行			
	<p>由により傾斜路又はエレベーターの設置が困難な場合はエスカレーター（構造上の理由によりエスカレーターが困難な場合は、エスカレーター以外の車椅子使用者の円滑な利用に適した構造の昇降機の設置）</p>						
	<p>(3) (略) ア・イ (略) ウ 車椅子使用者が通過する際支障となる段を設けないこと（<u>構造上やむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設</u>）。</p>	(略)			<p>(3) (略) ア・イ (略) ウ 車椅子使用者が通過する際支障となる段を設けないこと。</p>	(略)	
	<p>(4) (1)の経路を構成する通路について、以下アからカまでに記入 ア・イ (略) ウ 幅は、内140cm以上（構造上の理由によりやむを得ない場合は、通路の末端付近の広さ</p>	(略) (略)			<p>(4) (1)の経路を構成する通路について、以下アからオまでに記入 ア・イ (略) ウ 幅は、内140cm以上（構造上の理由によりやむを得ない場合は、通路の末端付近の広さを車い</p>	(略)	

和歌山県福祉のまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則：新旧対照表

改正後				現行			
<p>を車椅子の<u>回転</u>に支障のないものとし、かつ、50m以内ごとに車椅子が回転することができる広さの場所を設けた上で、有効幅を120cm以上とする)</p> <p>エ (略)</p> <p>オ 車椅子使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと (<u>構造上やむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設</u>)</p> <p>カ <u>照明設備の設置</u></p>	<p>(略)</p> <p>(略)</p>	<p><u>有</u> <u>無</u></p>		<p>すの<u>回転</u>に支障のないものとし、かつ、50m以内ごとに車椅子が回転することができる広さの場所を設けた上で、有効幅を120cm以上とする。)</p> <p>エ (略)</p> <p>オ 車椅子使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。</p>			
<p>(5) (1)の経路を構成する通路に傾斜路の設置 (有の場合は、以下アから<u>キ</u>までに記入)</p> <p>ア 手すりを両側に設置 (<u>構造上やむを得ない場合は、この限りでない</u>)</p> <p>イ (略)</p> <p>ウ <u>傾斜路の勾配部分とその接続する通路と</u></p>	<p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p>	<p><u>適</u> <u>否</u></p>		<p>(5) (1)の経路を構成する通路に傾斜路の設置 (有の場合は、以下アから<u>カ</u>までに記入)</p> <p>ア 手すりを両側に設置</p> <p>イ (略)</p>	<p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p>		

和歌山県福祉のまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則：新旧対照表

改正後				現行			
	<p><u>の色の明度の差が大きいこと等により、その存在を容易に識別できるものであること</u></p> <p><u>エ 傾斜路の両側に立ち上がり部の設置（側面が壁面の場合は、この限りでない。）</u></p> <p><u>オ～キ</u> (略)</p>	(略)			<p><u>ウ 傾斜路の両側に立ち上がり部の設置</u></p> <p><u>エ～カ</u> (略)</p>	(略)	
	<p>(6) (略)</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 籠の幅は、内140cm以上とし、奥行きは、内135cm以上</p> <p><u>(籠の出入口が複数あるエレベーターで、車椅子使用者が円滑に乗降できるもの(開閉する籠の出入口を音声により知らせる設備が設置されているものに限る。))は、この限りでない。)</u></p> <p>ウ 籠内には、車椅子使用者が乗降する際に籠及び昇降路の出入口</p>	(略)			<p>(6) (略)</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 籠の幅は、内140cm以上とし、奥行きは、内135cm以上</p> <p>ウ 籠内には、車椅子使用者が乗降する際に籠及び昇降路の出入口</p>	(略)	

和歌山県福祉のまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則：新旧対照表

改正後				現行			
<p>を確認するための鏡の設置（<u>籠の出入口が複数あるエレベーター</u>で、<u>車椅子使用者が円滑に乗降できるもの（開閉する籠の出入口を音声により知らせる設備が設置されているものに限る。）</u>は、この限りでない。）</p>				<p>を確認するための鏡の設置</p>			
<p>エ <u>籠及び昇降路の出入口の戸に、ガラス窓又は籠外及び籠内に画像を表示する設備の設置</u></p>				<p>エ <u>籠及び昇降路の出入口の戸に、ガラス窓の設置</u></p>			
<p>オ～ク （略）</p>				<p>オ～ク （略）</p>			
<p>ケ <u>籠内及び乗降ロビーに、車椅子使用者が円滑に操作できる位置に制御装置の設置</u></p>				<p>ケ <u>籠内及び乗降ロビーに、車椅子使用者が円滑に操作できる位置に制御装置</u></p>			
<p>コ <u>籠内及び乗降ロビーに設ける制御装置のうち1以上は、視覚障害者が容易に操作できるもの</u></p>				<p>コ <u>籠内及び乗降ロビーに設ける制御装置のうち1以上は、視覚障害者が容易に操作できる</u></p>			
<p>サ （略）</p>				<p>サ （略）</p>			

和歌山県福祉のまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則：新旧対照表

改正後				現行			
	シ 乗降ロビーには、 到着する籠の昇降方向 を音声により知らせる 装置の設置（ <u>籠内に、 籠及び昇降路の出入口 開閉時の籠の昇降方向 を音声により知らせる 装置が設置されている 場合又は停止階が2の みの場合は、この限り でない。</u> ）				シ 乗降ロビーには、 到着する籠の昇降方向 を音声により知らせる 装置の設置		
	(7) (1)の経路を構成す るエスカレーターの設 置(有の場合は、以下ア からケまでに記入) ア 上り専用のものと 下り専用のものをそれ ぞれ設置（ <u>旅客が同時 に双方向に移動するこ とがない場合は、この 限りでない。</u> ） イ～カ (略) キ 幅は、内 80cm 以 上（ <u>複数のエスカレー ターを隣接して設置す る場合は、そのうち 1</u>	(略) (略) (略) (略)			(7) (1)の経路を構成す るエスカレーターの設 置(有の場合は、以下ア からクまでに記入) ア 上り専用のものと 下り専用のものをそれ ぞれ設置 イ～カ (略) キ 幅は、内 80cm 以 上	(略) (略) (略) (略)	

和歌山県福祉のまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則：新旧対照表

改正後				現行			
	<p><u>のみが適合すれば足りる。)</u> ク 踏み段の面は、車椅子使用者が円滑に昇降するために必要な広さとすることができる構造とし、かつ、車止めを設置 <u>(複数のエスカレーターを隣接して設置する場合は、そのうち1のみが適合すれば足りる。)</u> ケ 行先及び昇降方向を音声により知らせる装置の設置</p>	(略)			<p>ク 踏み段の面は、車椅子使用者が円滑に昇降するために必要な広さとすることができる構造とし、かつ、車止めを設置</p>	(略)	
	<p><u>(8) 主たる通行用の経路と、(1)の経路が異なる場合は、長さの差をできる限り小さくすること</u></p>	適 否					
	<p><u>(9) 乗継ぎ経路のうち、(2)から(7)までの基準に適合するものを、乗降場ごとに1以上設置</u></p>	有 無					

和歌山県福祉のまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則：新旧対照表

改正後				現行			
	(10) 主たる乗継ぎ経路と、(9)の基準に適合する経路が異なる場合は、長さの差をできる限り小さくすること	適 否					
	(11) (略)	(略)		(8) (略)	(略)		
2 (略)				2 (略)			
3 傾斜路	(1) 1の経路を構成する傾斜路以外の傾斜路(有の場合は、以下アからエまでに記入) ア 手すりを両側に設置(構造上やむを得ない場合は、この限りでない。) イ (略) ウ 傾斜路の勾配部分とその接続する通路との色の明度の差が大きいこと等により、その存在を容易に識別できるものであること エ 立ち上がり部を両側に設置(側面が壁面の場合は、この限りでない。)	(略) (略) 適 否 (略)		3 傾斜路	(1) 1の経路を構成する傾斜路以外の傾斜路(有の場合は、以下アからウまでに記入) ア 手すりを両側に設置 イ (略) ウ 立ち上がり部を設置	(略) (略) (略)	

和歌山県福祉のまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則：新旧対照表

改正後			現行				
4 階段	(1) 階段の設置(有の場合、以下アから <u>ク</u> までに記入) ア (略) イ 手すりの端部の付近に、階段の通ずる場所を示す点字による表示の <u>貼り</u> 付け ウ～カ (略) キ (略) <u>ク</u> <u>照明設備の設置</u>	(略) <u>有</u> <u>無</u> <u>有</u> <u>無</u>		4 階段	(1) 階段の設置(有の場合、以下アから <u>キ</u> までに記入) ア (略) イ 手すりの端部の付近に、階段の通ずる場所を示す点字による表示の <u>はり</u> 付け ウ～カ (略) キ (略) <u>適</u> <u>否</u>	(略)	
5 便所	(1) 便所の設置(有の場合、以下アから <u>ウ</u> までに記入) ア・イ (略) ウ 男子用小便器の設置(有の場合は、以下(ア)及び(イ)に記入) (ア) (略) (イ) (ア)の <u>小便器</u> に、手すりの設置	(略)		5 便所	(1) 便所の設置(有の場合、以下アから <u>エ</u> までに記入) ア・イ (略) ウ 男子用小便器の設置(有の場合は、以下(ア)に記入) (ア) (略) <u>エ</u> <u>ウに定める小便器</u> に、手すりの設置	(略)	
	(2) (略)	(略)			(2) (略)	(略)	
	(3) (2)のアの便房が設けられた便所 <u>1</u> の(1)の経路と便所の間の経				(3) (2)のアの便房が設けられた便所 <u>1</u> の(1)の経路と便所の間の経路		

和歌山県福祉のまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則：新旧対照表

改正後				現行			
路を構成する通路について、以下アからカまでに記入				を構成する通路について、以下アからオまでに記入)			
ア・イ (略)	(略)			ア・イ (略)	(略)		
ウ 幅は、内 140cm 以上(構造上の理由によりやむを得ない場合は、通路の末端付近の広さを車椅子の <u>転回</u> に支障のないものとし、かつ、50m 以内ごとに車椅子が転回することができる広さの場所を設けた上で、有効幅を 120cm 以上とする。)	(略)			ウ 幅は、内 140cm 以上(構造上の理由によりやむを得ない場合は、通路の末端付近の広さを車椅子の <u>回転</u> に支障のないものとし、かつ、50m 以内ごとに車椅子が転回することができる広さの場所を設けた上で、有効幅を 120cm 以上とする)	(略)		
エ (略)	(略)			エ (略)	(略)		
オ 車椅子使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと (<u>構造上やむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設</u>)	(略)			オ 車椅子使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。	(略)		
カ <u>照明設備の設置</u>		<u>有</u>	<u>無</u>				
(4) (略)	(略)			(4) (略)	(略)		
ア (略)				ア (略)			
イ 車椅子使用者が通				イ 車椅子使用者が通			

和歌山県福祉のまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則：新旧対照表

改正後				現行			
	<p>過する際に支障となる段を設けないこと（<u>傾斜路を設ける場合は、この限りでない。</u>）</p> <p>ウ（略）</p> <p>エ（略）</p> <p>（ア）（略）</p> <p>（イ） 車椅子使用者 その他の障害者、高齢者等が容易に開閉して通過できるもの</p>				<p>過する際に支障となる段を設けないこと。</p> <p>ウ（略）</p> <p>エ（略）</p> <p>（ア）（略）</p> <p>（イ） 車椅子使用者 その他の障害者、高齢者等が容易に開閉して通過できる</p>		
	<p>(5)（略）</p>	<p>(略)</p>			<p>(5)（略）</p>	<p>(略)</p>	
	<p>(6)（略）</p> <p>ア（略）</p> <p>イ 出入口に、当該便房が車椅子使用者その他の障害者、高齢者等の円滑な利用に適した構造のものであることを表示する標識の設置</p> <p>ウ～オ（略）</p> <p>カ（略）</p> <p>（ア）（略）</p> <p>（イ） 車椅子使用者 その他の障害</p>	<p>(略)</p>			<p>(6)（略）</p> <p>ア（略）</p> <p>イ 出入口に、当該便房が車椅子使用者その他の障害者、高齢者等が円滑な利用に適した構造のものであることを表示する標識の設置</p> <p>ウ～オ（略）</p> <p>カ（略）</p> <p>（ア）（略）</p> <p>（イ） 車椅子使用者 その他の障害</p>	<p>(略)</p>	

和歌山県福祉のまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則：新旧対照表

改正後				現行			
	者、高齢者等が容易に開閉して通過できるもの キ (略)				者、高齢者等が容易に開閉して通過できる キ (略)		
	(7) (2)のイの便所の1の(1)の経路と便所との間の経路を構成する通路について、以下アからカまでに記入 ア・イ (略) ウ 幅は、内140cm以上(構造上の理由によりやむを得ない場合は、通路の末端付近の広さを車椅子の <u>転回</u> に支障のないものとし、かつ、50m以内ごとに車椅子が転回することができる広さの場所を設けた上で、有効幅を120cm以上とする。) エ (略) オ 車椅子使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと(構造上やむを得ず段を設	(略) (略) (略) (略)			(7) (2)のイの便所(1の(1)の経路と便所との間の経路を構成する通路について、以下アからオまでに記入) ア・イ (略) ウ 幅は、内140cm以上(構造上の理由によりやむを得ない場合は、通路の末端付近の広さを車椅子の <u>回転</u> に支障のないものとし、かつ、50m以内ごとに車椅子が転回することができる広さの場所を設けた上で、有効幅を120cm以上とする。) エ (略) オ 車椅子使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。	(略) (略) (略) (略)	

和歌山県福祉のまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則：新旧対照表

改正後				現行			
	ける場合は、傾斜路を併設)。 カ 照明設備の設置	有 無					
	(8) (略) ア (略) イ 車椅子使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと (傾斜路を設ける場合は、この限りでない。) ウ (略)	(略)			(8) (略) ア (略) イ 車椅子使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。 ウ (略)	(略)	
	(9)~(11) (略)	(略)			(9)~(11) (略)	(略)	
6 線状ブロック等及び点状ブロック等	(1) 通路等であって公共用通路と車両等の乗降口との間の経路を構成するものには、線状ブロック等及び点状ブロック等を適切に組み合わせる敷設し、又は音声その他の方法により視覚障害者を誘導する設備の設置 (視覚障害者の誘導を行う者が常駐する2以上の設備がある場合で、当該設備間の誘導が適切に実	(略)		6 線状ブロック等及び点状ブロック等	(1) 通路等であって公共用通路と車両等の乗降口との間の経路を構成するものには、線状ブロック等及び点状ブロック等を適切に組み合わせる敷設し、又は音声その他の方法により視覚障害者を誘導する設備の設置	(略)	

和歌山県福祉のまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則：新旧対照表

改正後				現行			
	<u>施されるときは、当該設備間の経路を構成する通路等については、この限りでない。)</u>						
	(2) (1)の通路等とエレベーターの乗降ロビーに設ける制御装置、7の項(4)に定める設備(音によるものを除く。)、便所の出入口及び8の項に定める乗車券等販売所との間の経路を構成する通路等に、それぞれ <u>適切に組み合わせた線状ブロック等及び点状ブロック等の敷設、又は音声等による視覚障害者を誘導する設備の設置（視覚障害者の誘導を行う者が常駐する2以上の設備がある場合で、当該設備間の誘導が適切に実施されるときは、当該設備間の経路を構成する通路等については、この限</u>	(略)			(2) (1)の通路等とエレベーターの乗降ロビーに設ける制御装置、7の項(4)に定める設備(音によるものを除く。)、便所の出入口及び8の項に定める乗車券等販売所との間の経路を構成する通路等に、それぞれ <u>線状ブロック等及び点状ブロック等を適切に組み合わせて敷設</u>	(略)	

和歌山県福祉のまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則：新旧対照表

改正後				現行			
	りでない。)						
	(3) (略)	(略)			(3) (略)	(略)	
7 案内設備	(1) 車両等の運行(運航を含む)に関する情報を文字等により表示するための設備及び音声により提供する設備の設置(電気設備がない場合 <u>その他技術上やむを得ない場合は、この限りでない。</u>)	(略)		7 案内設備	(1) 車両等の運行(運航を含む)に関する情報を文字等により表示するための設備及び音声により提供する設備の設置	(略)	
	(2) (略)	(略)			(2) (略)	(略)	
	(3) 公共用通路に直接通ずる出入口又は改札口の付近に、昇降機、便所又は乗車券等販売所の配置を表示した案内板その他の設備の設置(これらの設備の配置を容易に視認できる場合は、この限りでない。)	(略)			(3) 公共用通路に直接通ずる出入口又は改札口の付近に、昇降機、便所又は乗車券等販売所の配置を表示した案内板その他の設備の設置	(略)	
	(4) (略)	(略)			(4) (略)	(略)	
8 乗車券等販売所	(略)	(略)		8 乗車券等販売所	(略)	(略)	
	(1) 1の項の(1)に定め				(1) 1の項の(1)に定め		

和歌山県福祉のまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則：新旧対照表

改正後				現行			
	<p>る経路と乗車券等販売所との間の経路における通路について、以下</p> <p>アからカまでに記入</p> <p>ア・イ (略) (略)</p> <p>ウ 幅は、内 140cm 以上(構造上の理由によりやむを得ない場合は、通路の末端付近の広さを車椅子の<u>転回</u>に支障のないものとし、かつ、50m 以内ごとに車椅子が転回することができる広さの場所を設けた上で、有効幅を 120cm 以上とする)</p> <p>エ (略) (略)</p> <p>オ 車椅子使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと (<u>構造上やむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設</u>)</p> <p>カ <u>照明設備の設置</u> 有 無</p>				<p>る経路と乗車券等販売所との間の経路における通路について、以下</p> <p>アからオまでに記入</p> <p>ア・イ (略) (略)</p> <p>ウ 幅は、内 140cm 以上(構造上の理由によりやむを得ない場合は、通路の末端付近の広さを車椅子の<u>回転</u>に支障のないものとし、かつ、50m 以内ごとに車椅子が転回することができる広さの場所を設けた上で、有効幅を 120cm 以上とする)</p> <p>エ (略) (略)</p> <p>オ 車椅子使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。</p>		
	<p>(2) (略)</p> <p>ア・イ (略) (略)</p>				<p>(2) (略)</p> <p>ア・イ (略) (略)</p>		

和歌山県福祉のまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則：新旧対照表

改正後				現行			
	ウ 車椅子使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと（ <u>構造上やむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設</u> ）	(略)			ウ 車椅子使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。	(略)	
	(3) (略) ア 車椅子使用者の円滑な利用に適した構造（ <u>常時勤務する者が容易にカウンターの前に出て対応できる構造の場合、この限りでない。</u> ）	(略)			(3) (略) ア 車椅子使用者の円滑な利用に適した構造	(略)	
9 待合所	(略)	(略)		9 待合所	(略)	(略)	
	(1) 1の項の(1)に定める経路と待合所との間の経路における通路について、以下アからカまでに記入 ア・イ (略) ウ 幅は、内140cm以上(構造上の理由によりやむを得ない場合は、通路の末端付近の広さを車椅子の <u>転回</u> に支障	(略)			(1) 1の項の(1)に定める経路と待合所との間の経路における通路について、以下アから <u>オ</u> までに記入 ア・イ (略) ウ 幅は、内140cm以上(構造上の理由によりやむを得ない場合は、通路の末端付近の広さを車椅子の <u>回転</u> に支障	(略)	

和歌山県福祉のまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則：新旧対照表

改正後				現行			
	<p>のないものとし、かつ、50m以内ごとに車椅子が転回することができる広さの場所を設けた上で、有効幅を120cm以上とする。）</p> <p>エ (略)</p> <p>オ 車椅子使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと（<u>構造上やむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設</u>）</p> <p>カ <u>照明設備の設置</u></p>	(略)			<p>のないものとし、かつ、50m以内ごとに車椅子が転回することができる広さの場所を設けた上で、有効幅を120cm以上とする。）</p> <p>エ (略)</p> <p>オ 車椅子使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。</p>	(略)	
	<p>(2) (略)</p> <p>ア・イ (略)</p> <p>ウ 車椅子使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと（<u>構造上やむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設</u>）</p>	(略)			<p>(2) (略)</p> <p>ア・イ (略)</p> <p>ウ 車椅子使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。</p>	(略)	
	<p>(3) (略)</p> <p>ア 車椅子使用者の円滑な利用に適した構造（<u>常時勤務する者が容</u></p>	(略)			<p>(3) (略)</p> <p>ア 車椅子使用者の円滑な利用に適した構造</p>	(略)	

和歌山県福祉のまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則：新旧対照表

改正後				現行			
	易にカウンターの前に 出て対応できる構造の 場合は、この限りでな い。)						
10 案内所	(略)	(略)		10 案内所	(略)	(略)	
	(1) 1の項(1)に定め る経路と案内所との間 の経路における通路に ついて、以下アからカ までに記入 ア・イ (略) ウ 幅は、内140cm以 上(構造上の理由により やむを得ない場合は、 通路の末端付近の広さ を車椅子の <u>転回</u> に支障 のないものとし、か つ、50m以内ごとに車 椅子が転回することが できる広さの場所を設 けた上で、有効幅を 120cm以上とする。) エ (略) オ 車椅子使用者が通 過する際に支障となる 段を設けないこと(構	(略)			(1) 1の項(1)に定める 経路と案内所との間の 経路における通路につ いて、以下アからオま までに記入 ア・イ (略) ウ 幅は、内140cm以 上(構造上の理由により やむを得ない場合は、 通路の末端付近の広さ を車椅子の <u>回転</u> に支障 のないものとし、か つ、50m以内ごとに車 椅子が転回することが できる広さの場所を設 けた上で、有効幅を 120cm以上とする。) エ (略) オ 車椅子使用者が通 過する際に支障となる 段を設けないこと。	(略)	

和歌山県福祉のまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則：新旧対照表

改正後				現行			
	<p><u>造上やむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設)</u></p> <p><u>カ 照明設備の設置</u></p> <p style="text-align: center;">有 無</p>						
	<p>(2) 出入口の設置(有の場合は、以下<u>ア</u>から<u>ウ</u>までに記入)</p> <p>ア・イ (略)</p> <p>ウ 車椅子使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと (<u>構造上やむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設)</u></p>	(略)			<p>(2) 出入口の設置(有の場合は、以下<u>(ア)</u>及び<u>(イ)</u>に記入)</p> <p>ア・イ (略)</p> <p>ウ 車椅子使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。</p>	(略)	
	<p>(3) (略)</p> <p>ア 車椅子使用者の円滑な利用に適した構造 (<u>常時勤務する者が容易にカウンターの前に出て対応できる構造の場合、この限りでない。)</u></p>	(略)			<p>(3) (略)</p> <p>ア 車椅子使用者の円滑な利用に適した構造</p>	(略)	
11 券売機	<p>(1) (略)</p> <p>ア 障害者、高齢者等の円滑な利用に適した構造 (<u>販売者が常時対</u></p>	(略)		11 券売機	<p>(1) (略)</p> <p>ア 障害者、高齢者等の円滑な利用に適した構造</p>	(略)	

和歌山県福祉のまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則：新旧対照表

改正後				現行			
	<u>応する窓口が設置されている場合は、この限りでない。)</u>						
12 休憩設備	障害者、高齢者等の休憩の用に供する設備の設置 <u>(旅客の円滑な流動に支障を及ぼすおそれのある場合は、この限りでない。)</u>	(略)		12 休憩設備	障害者、高齢者等の休憩の用に供する設備の設置	(略)	
13 鉄道駅	(1) (略) ア・イ (略) ウ プラットホームの縁端と鉄道車両の旅客用乗降口の床面との隙間又は段差により車椅子使用者の円滑な乗降に支障がある場合は、車椅子使用者の乗降を円滑にするための設備の1以上の設置 <u>(構造上やむを得ない場合は、この限りでない。)</u> エ～カ (略) キ プラットホームの線路側以外の端部に、旅客の転落を防止する	(略)		13 鉄道駅	(1) (略) ア・イ (略) ウ プラットホームの縁端と鉄道車両の旅客用乗降口の床面との隙間又は段差により車椅子使用者の円滑な乗降に支障が或る場合は、車椅子使用者の乗降を円滑にするための設備を1以上設置 エ～カ (略) キ プラットホームの線路側以外の端部に、旅客の転落を防止する	(略)	

和歌山県福祉のまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則：新旧対照表

改正後				現行			
	<p>ためのさくを設置（当該端部に階段が設置されている場合その他旅客が転落するおそれのない場合は、この限りでない。）</p> <p>ク 列車の接近を文字等により警告するための設備及び音声により警告するための設備の設置（電気設備がない場合その他技術上やむを得ない場合は、この限りでない。）</p>				<p>ためのさくを設置</p> <p>ク 列車の接近を文字等により警告するための設備及び音声により警告するための設備の設置</p>		
	<p>(2) 鉄道駅の適切な場所に、列車に設けられる車椅子使用者のための乗車設備に通ずる旅客用乗降口が停止する位置をプラットホーム上に表示（位置が一定でない場合は、この限りでない。）</p>	(略)			<p>(2) 鉄道駅の適切な場所に、列車に設けられる車椅子使用者のための乗車設備に通ずる旅客用乗降口が停止する位置をプラットホーム上に表示</p>	(略)	
14 バスターミナル	<p>(1) (略)</p> <p>ア～ウ (略)</p>	<p>有 無</p> <p>(略)</p>		14 バスターミナル	<p>(1) (略)</p> <p>ア～ウ (略)</p>	(略)	
15 旅客船	<p>(1) (略)</p>	(略)		15 旅客船	<p>(1) (略)</p>	(略)	

和歌山県福祉のまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則：新旧対照表

改正後				現行			
ターミナル	ア (略)			ターミナル	ア (略)		
	イ <u>手すりの設置（構造上やむを得ない場合は、この限りでない。）</u>				イ 手すりの設置		
	ウ (略)				ウ (略)		
	(2) (略)	(略)			(2) (略)	(略)	
16 (略)	(略)	(略)		16 (略)	(略)	(略)	

施設整備項目表（道路）

整備項目	整備基準	整備状況	摘要
1 歩道等	(1) (略)		
	(2) <u>歩道の有効幅員は、200cm 以上（有効幅員は、当該歩道等の障害者、高齢者等の交通状況を考慮して定める。）</u>	(略)	
	(3) (略)	(略)	
	(4) <u>車両乗入れ部を除く横断勾配 1%以下（道路の構造、気象の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、2%以下）</u>	(略)	
	(5)～(8) (略)		

施設整備項目表（道路）

整備項目	整備基準	整備状況	摘要
1 歩道等	(1) (略)		
	(2) <u>歩道の幅員は、200cm 以上</u>	(略)	
	(3) (略)	(略)	
	(4) <u>横断勾配 2%標準（透水性舗装を行った場合は、1%以下）</u>	(略)	
	(5)～(8) (略)		

和歌山県福祉のまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則：新旧対照表

改正後			現行		
2 立体横断施設	(1) (略)		2 立体横断施設	(1) (略)	
	(2) 地下横断歩道の有効幅員は、 <u>200cm</u> 以上 (有効幅員は、当該歩道等の障害者、高齢者等の交通の状況を考慮して定める。)	(略)		(2) 地下横断歩道の幅員は、 <u>170cm</u> 以上	(略)
	(3) 横断歩道橋の有効幅員は、 <u>200cm</u> 以上 (有効幅員は、当該歩道等の障害者、高齢者等の交通の状況を考慮して定める。)	(略)		(3) 横断歩道橋の幅員は、 <u>120cm</u> 以上	(略)
(4) 段の設置（有の場合は、以下アからカまでに記入） ア 有効幅員は <u>150cm</u> 以上 イ <u>2段式の手すり</u> を <u>両側に設置</u> ウ (略) エ 表面は、粗面又は滑りにくく、かつ、 <u>水はけの良い材料</u> の仕上げ オ 踏面とけあげの色	(略)	<u>cm</u>	(4) 段の設置（有の場合は、以下アからオまでに記入） ア <u>手すりの設置</u> イ (略) ウ 表面は、粗面又は滑りにくい材料の仕上げ エ 踏面とけあげの色	(略)	(略)

和歌山県福祉のまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則：新旧対照表

改正後				現行			
	は、識別しやすく、かつ、つま <u>ず</u> きにくい構造 カ (略)	(略)			は、識別しやすく、かつ、つま <u>づ</u> きにくい構造 オ (略)	(略)	
	(5) 必要に応じてエレベーターの設置 (<u>昇降の高さが低い場合その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、エレベーターに代えて、傾斜路を設置。</u>)	(略)			(5) 必要に応じてエレベーターの設置	(略)	
施設整備項目表 (公園)				施設整備項目表 (公園)			
整備項目	整備基準	整備状況	摘要	整備項目	整備基準	整備状況	摘要
1 出入口	(1) 1以上の出入口について、以下アから <u>オ</u> までに記入 ア～オ (略)	(略)		1 出入口	(1) 1以上の出入口について、以下アから <u>ウ</u> までに記入 ア～オ (略)	(略)	
2 園路	(1) (略) ア 幅員は <u>180 cm</u> 以上 (<u>やむを得ない場合は、通路末端の付近の広さを車椅子の転回に支障のないものとし、かつ50m 以内ごとに車椅子</u>	(略)		2 園路	(1) (略) ア 幅員は <u>120 cm</u> 以上 (<u>幅の内法 180cm 未満の場合にあっては、幅の内法 180cm 以上のすれ違い箇所を適宜設けること。</u>)	(略)	

和歌山県福祉のまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則：新旧対照表

改正後				現行			
	が転回することができ る広さの場所を設けた 上で幅員を120cm以上 とすることができる。) イ～カ (略) キ 必要に応じて、線 状ブロック等及び点状 ブロック等を適切に組 み合わせて敷設				イ～カ (略) キ 必要に応じて、線状 ブロック等及び点状ブロ ック等を適切にみ合わせ て敷設すること。		
3 階段	(1) (略) ア～カ (略) キ 踏面とけあげの色 は、識別しやすく、か つ、つまづきにくい構 造 ク (略)	(略)		3 階段	(1) (略) ア～カ (略) キ 踏面とけあげの色 は、識別しやすく、か つ、つまづきにくい構 造 ク (略)	(略)	
4 便所	(1)～(4) (略)	(略)		4 便所	(1)～(4) (略)	(略)	
	(5) 男子用小便器の ある便所の設置(有の場 合は、以下アに記入) ア (略)	(略)			(5) 男子用小便記のあ る便所の設置(有の場合 は、以下アに記入) ア (略)	(略)	
	(6)・(7) (略)	(略)			(6)・(7) (略)	(略)	
5～7 (略)				5～7 (略)			
8 駐車場	(1) (略)	(略)		8 駐車場	(1) (略)	(略)	
	(2) (略)	(略)			(2) (略)	(略)	

和歌山県福祉のまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則：新旧対照表

改正後				現行			
	ア・イ (略) ウ 車椅子使用者用駐 車区画の表示(全駐車台 数が5台以上の場合は、 以下 (ア) 及び (イ) に 記入) (ア)・(イ) (略)				ア・イ (略) ウ 車椅子使用者用駐車 区画の表示 (ア)・(イ) (略)		
	(3) (略) ア (略) イ (略) (ア)～(ウ) (略) (エ) <u>踏面端部とそ の周囲の色は、 識別しやすく、 かつ、つまづき にくい構造</u> ウ～オ (略)	(略)		(3) (略) ア (略) イ (略) (ア)～(ウ) (略) (エ) <u>踏面とけあげ の色は、識別し やすく、かつ、 つまづきにくい 構造</u> ウ～オ (略)	(略)		
	(4) (略) ア (略) イ (略) ウ (略)	有 無 (略)		(4) (略) ア (略) イ (略) ウ (略)	(略)		
	(5)・(6) (略)	適 否 <u>適</u> <u>否</u>		(5)・(6) (略)			
施設整備項目表 (建築物以外の駐車場)				施設整備項目表 (建築物以外の駐車場)			
整備項目	整備基準	整備状況	摘要	整備項目	整備基準	整備状況	摘要

和歌山県福祉のまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則：新旧対照表

改正後				現行			
1 駐車場	(1) (略) ア・イ (略) ウ 車椅子使用者用駐車 区画の表示(全駐車台数 が5台以上の場合は、以 下(ア)及び(イ)に記 入) (ア)・(イ) (略)	(略)		1 駐車場	(1) (略) ア・イ (略) ウ 車椅子使用者用駐車 区画の表示 (ア)・(イ) (略)	(略)	
2 通路	(1) (略) ア (略) イ (略) (ア)～(ウ) (略) (エ) <u>踏面端部とそ の周囲の色は、 識別しやすく、 かつ、つまづき にくい構造</u> ウ～オ (略) (2) (略)	(略)		2 通路	(1) (略) ア (略) イ (略) (ア)～(ウ) (略) (エ) <u>踏面とけあげ の色は、識別し やすく、かつ、 つまづきにくい 構造</u> ウ～オ (略) (2) (略)	(略)	
3 (略)				3 (略)			

和歌山県福祉のまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則：新旧対照表

改正後			現行		
別記第7号様式 (第12条関係)中	特定施設の工事種別	新築・新設(用途変更を含む。) 増築・改築・移転・大規模の修繕・大規模の模様替	別記第7号様式 (第12条関係)中	特定施設の工事種別	新築・新設・増築・改築・移転・大規模の修繕・大規模の模様替
別記第9号様式 (第14条関係)中	建築物 工事種別	新築・新設(用途変更を含む。) 増築・改築・移転・大規模の修繕・大規模の模様替	別記第9号様式 (第14条関係)中	建築物 工事種別	新築・新設・増築・改築・移転・大規模の修繕・大規模の模様替